

### 議事 3. 東金市地域公共交通会議設置要綱の改正について

#### 【改正の概要】

本件は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（活性化法）」及び「道路運送法」が下記のとおり、一部改正したことに伴い、「東金市地域公共交通会議設置要綱」を改正することについてお諮りします。

#### ① 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（活性化法）」の一部改正

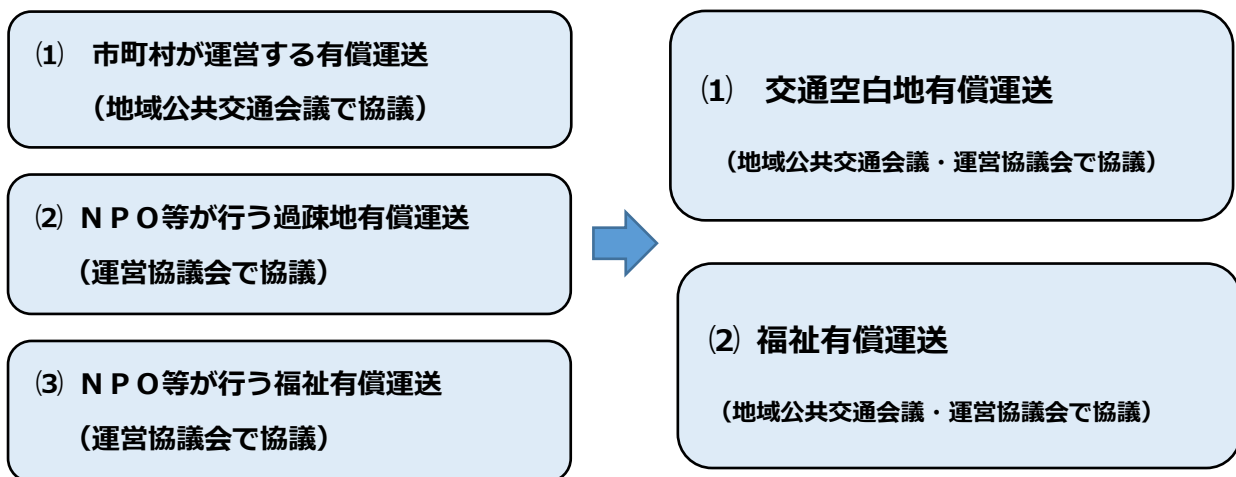
- ・「地域公共交通網形成計画」の名称を「地域公共交通計画」に改める。（東金市においては総合交通計画としています）

#### ② 「道路運送法」の一部改正

- ・自家用有償旅客運送の種別が3種類に分けられていたところを、「交通空白地有償運送」と「福祉有償運送」の2類型に整理する。
- ・種別ごとに分かれていた協議体（地域公共交通会議・運営協議会）の種別を問わず協議できるようにする。

道路運送法 **改正前**

道路運送法 **改正後**



#### 【審議資料】

⑤「資料 5 東金市地域公共交通会議設置要綱(現行)」

⑥「資料 6 東金市地域公共交通会議設置要綱(案)（見え消し）」

※地域公共交通会議

地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために、一又は複数の市町村長又は都道府県知事が主宰する会議をいう。（道路運送法施行規則第九条の二）

※運営協議会

地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要な自家用有償旅客運送に関する協議を行うために、一又は複数の市町村長又は都道府県知事が主宰する協議会をいう。（道路運送法施行規則第五十一条の七第一号）